

1 福岡県まちづくり専門家派遣制度の概要

1) 事業概要

「まちづくり専門家派遣制度」は、良好なまちなみの形成や美しいまちづくりを行おうとする自主的な地域住民団体等に対して、各地域で抱えているまちづくりに関する諸問題・課題に応じて、県で登録している各専門分野の“まちづくり専門家”を、まちづくり活動支援のために派遣を行う制度です。

経費と会場：・専門家の報償費は、県が負担します。

・専門家の旅費及び会場は、市町村又は派遣申請団体に負担・準備をお願いします。

派遣回数：・原則として、1区域に対し3回/年とします。(総時間15時間以内)

派遣対象：市町村長が派遣が必要であると認めたまちづくり協議会、市町村

※福岡県では、平成5年「福岡県街なみアドバイザー派遣制度」を創設し、その後平成9年に「福岡県まちづくりアドバイザー制度」に改称。平成12年に条例が制定されたのをうけ平成13年に「まちづくり専門家派遣制度」に変更されました。

2) まちづくり専門家派遣までの手続き — 事前相談から事業完了まで —

